

女性デジタル人材育成事業業務

仕 様 書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXに取り組むための課題として約40%の企業が「DXを担う能力のある人材が、社内で育成できない・社外から獲得できない」と回答しており、デジタル分野で活躍する人材の需要が高まっている。また、デジタル分野のジェンダーギャップの解消が課題となっている。

このような状況から、本県では、DX推進を担う人材が不足している県内企業で活躍できる女性デジタル人材の育成を目的に、主に出産や育児等のためにキャリアが中断した女性や、現在非正規雇用若しくは無職の女性等を対象に、時間的・場所的な制約を受けずに受講できるeラーニング等を通じたデジタルスキルの研修を実施する。

2 委託業務名称

女性デジタル人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 業務概要

(1) 研修の概要

県内在住で就労意欲のある女性を対象に、就労へつながるデジタルスキル習得に向け、個々のライフスタイルに合わせて学習ができるeラーニング研修や集合研修を行うこと。

研修プログラムは、最新のデジタル人材動向も踏まえ、初心者でも習得可能かつ、受講者のデジタル技術を活用したキャリア形成につながることを目的とした、高度なデジタルスキルを学ぶプログラムを提案すること。なお、複数のコースを設けても構わないこととする。

(2) 実施内容

研修の実施について、受講者の募集をはじめ、運営、フォローアップ等、開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施にあたっては以下の(ア)～(ケ)に基づき実施すること。

(ア) 事業説明会の実施

申込みを検討している女性を対象にした事業説明会を2回以上オンラインで実施すること。

(イ) 研修受講者の募集

受講者の定員は30名以上とすること。

参加費は無料とし、研修中に使用するツールの利用料やテキストについても、受講者からの徴収は行わないものとする。

受講対象者は、県内在住の18歳以上で、県内企業への就労を希望する、非正規雇用または無職の女性とする。

なお、応募受付にあたっては、事業趣旨や支援内容の説明のほか、受講に係る相談など、丁寧に対応すること。

(ウ) 研修受講者の選定

研修受講希望者に対して、本事業への取組意欲が高い受講者の選定を行うこと。具体的な選定手法について県と協議の上、承諾を得ること。なお、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、定員を下回る場合でも、研修の進捗や運営を円滑にするために必要であれば、受講者選定の基準を設けることを可能とする。

また、研修開始後の初期段階で離脱することも想定して事前のスキルチェックを行うなど考慮すること。

(エ) ガイダンスの実施

研修の開始時は、使用するデジタルツール及びeラーニング研修の受講方法等について受講者へのオンライン（Zoom等）の説明会を行うこと。

(オ) eラーニング研修の実施

研修プログラムで設定したデジタルスキルを学ぶ研修を、約4か月程度実施することとする。研修時間は延べ80時間程度とし、集合研修等eラーニング以外の時間は含めない。形式は受講者が時間的・場所的制約を受けないオンデマンド方式にて行うこと。

受講者がeラーニング研修において使用するデバイス等（パソコンやタブレット、スマートフォン等）については原則受講生が用意することとし、受講必要なデバイスのスペック等については提案書に記載し、募集の際にも周知すること。

なお、教材（ソフトウェアアカウント等）が必要な場合は、受託者が費用を負

担して用意するものとし、動作に必要なスペック等について提案書へ記載し、募集の際にも周知すること。

(カ) 集合研修の実施

受講生のデジタルスキルへの理解を深めるため、集合研修を実施すること。実施に当たっては、受講生同士の仲間意識を高め、目的達成に向けて研修へのモチベーションを高める工夫を行うこと。開催形式は対面とオンラインでのハイブリッド型の集合研修を全2回以上実施すること。

研修は録画し、当日参加できなかった受講者が視聴できるようにすること。

研修の実施に必要な機材の準備（モバイルルーター等）、会場の確保、設営及び撤去等を行うこと。また、会場の使用料は受託者が負担すること。

(キ) チャットツール等による受講者のサポート

研修期間中は、受講者からの質問を受ける相談窓口をチャットツール（Slack等）により設置すること。また、受講者が効果的に学習できるよう、受講者コミュニティも形成し、運営及びサポートを行うこと。本コミュニティには県も参加できるものとする。

サポートにあたっては、受講者の約80%程度が修了できるよう、進捗状況管理や受講上の相談対応など、きめ細かな支援を実施すること。

原則、コミュニケーションツール上で支援を行うこととするが、受講者から要望があった場合は、Zoom等による個別相談にも対応すること。

(ク) キャリアカウンセリングの実施

希望する受講者を対象に就職活動の進め方やキャリアデザイン、希望する働き方等に基づく支援を行うとともに、必要に応じて就職支援機関等の活用について助言すること。

また、受講生が具体的な就労イメージをつかむことができる効果的な企画を提案すること。

(ケ) 修了認定の実施

全ての研修が終了した後に、デジタルスキル習得の効果測定を実施し、受講者の学習状況に応じて、習得したスキルの修了認定を行うこと。認定に当たっては、認定基準を作成し、県と協議の上実施すること。

認定内容に基づき修了書等を発行すること。なお、この修了書は資格を証明するものではなく受講者の学習歴を可視化することを目的としたものであることに留意すること。

(3) 広報の実施

(ア) チラシデータ作成等

受講者募集等のため、チラシデータ（A4カラー片面）を作成し、5,000部程度

を印刷の上、県が指定する約 100 か所に各 50 部送付すること。

(イ)WEB メディアの活用

受講者募集時に SNS 広告等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法を提案し、県と協議のうえ実施すること。

(4) 効果測定

研修に対するアンケート調査を実施し、デジタルツールの習熟度や本事業における効果を測定すること。

(5) 実施体制

契約締結後、速やかに委託業務の実施責任者を選任し、業務担当者及び作業員とともに書面で報告すること。

業務の実施にあたっては、県との打ち合わせや調整を十分に行い、打ち合わせの内容については、議事録を作成し提出すること。

(6) 実施計画書の提出

本業務の履行にあたって、実施体制、スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

6 委託業務実績報告書等の提出

業務受託者は委託業務終了後、以下の成果物を紙（A4両面）1部と電子データを提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和9年3月23日（火）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、受託者からの請求が行われた後に支払うこととする。

8 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

9 その他注意事項

(1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体などの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。

- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 本委託業務の実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定するものとする。また、本委託業務の履行上当然必要な事項で仕様書等に定めのないものについては、県と協議のうえで実施すること。
- (4) 受託者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (6) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託者に提示する。
- (7) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (9) 受託者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (11) 契約締結権者は、受注者が（10）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (12) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (13) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (14) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (15) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課DX推進班 担当：中野、西村

電話：059-224-2318 電子メール：sougyo@pref.mie.lg.jp